

岡山市合理化対策事業計画（案）

平成 年 月
環境局・下水道局

1 目的

本市の下水道の普及により一般廃棄物処理業等は大きな影響を受けると予測されるので、その影響への対処はこれらの業務に携わる業者の経営努力を基本とするが、本市は、「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（以下「合特法」という。）に基づき、その経営に影響を与えると予測される時期において支援策を実施する。

また、し尿収集業務は本市の責務であるため、将来にわたり、し尿等の適正な処理を確保するとともに、一般廃棄物処理業者等の業務の安定を保持することを目的として、本計画を策定する。

2 岡山市の状況（平成15年3月31日現在）

人口：632,723人

世帯数：251,411世帯

面積：513.28km²

特徴等：本市は、中国地方の東南部岡山平野の中央に位置し、古くは吉備文化発祥の地として古い歴史と伝統があり、約400年前、宇喜多秀家が岡山城を築き、今日市中心市街地の礎となる城下町が形成され、江戸時代を経て明治22年の市町村制の施行に伴い岡山市が誕生した。

その後、周辺市町村合併等で現在の県都としての岡山市を形成し、平成8年4月には中核市に移行し、阪神、九州、四国を結ぶ海陸交通の要衝として、今では中・四国の中核拠点都市として、その役割・重要性を担い発展を続けている。

3 一般廃棄物処理（し尿）業務等の沿革及び現在の状況

本市のし尿汲み取り業は、昭和30年から許可制となり、当初は、19社を許可したが、昭和42年8月から直営・業者の区域割制の実施し、昭和44年2月から始まる周辺市町村合併及び業界の再編成等により、昭和50年には9社許可台数50台体制となり、現在に至っている

昭和38年1月には、旭西浄化センターが供用開始となり、し尿汲み取り世帯数の減少が始まり、し尿処理業者からの補償要求が始まってきた。

昭和50年5月「合特法」が施行され、昭和51年6月に岡山市と市内し尿処理業者全部で構成される岡山市環境整備協会と覚書を結び、下水道整備により影響を受けている業者に限定して、業務補填的な意味合いで、下水道管渠の清掃等の業務の提供を開始し、幾度か協定等を交わしている。

昭和55年7月には、収集区域の調整を行い、業界内部の収集量のバランスと収集許可車両台数の見直しを行い、また、昭和54年から、将来にわたって9業者体制を維持し、区域調整後の原資とするため、岡山市環境整備協会を全体の窓口として代替業務の一部提供を始めた。

平成11年には、代替業務提供分に見合う、収集車両の減車勧告を行っているが、2社4台の暫定的な減車にとどまっている。

平成15年3月31日現在の岡山市のし尿等の年間処理量は79,848kl(許可業者72,606kl、直営7,242kl)であり、一般廃棄物(し尿)処理業許可業者の9社(別表1)、実稼働車両台数35台(許可車両台数46台)及び直営9台で収集・運搬が行われている。

4 下水道整備の見通し

岡山市の下水道事業は、昭和27年3月に認可を受けて、市街地中心部から整備を進め、旭西処理区、岡東処理区、吉井川処理区及び児島湖流域関連処理区など下水道処理区を拡大してきた。

平成14年度末における下水道処理区域は、4,676ha、普及人口は、290,208人、水洗化人口、240,039人で、普及率は45.9%となっている。(人口は、外国人を含む。)

本市の下水道は、別表2のとおり推移する見通しである。

5 し尿等の要処理量の見通し

岡山市の平成14年度末のし尿汲み取り人口は99,560人で、総人口の約15.7%となっており、平成20年度には、別表2のとおり、し尿汲み取り人口76,518人、し尿収集量は61,369KLに減少すると予測される。

6 し尿処理体制の水準

年度別のし尿等の要処理量は、別表2のとおり推移し、それに伴い本市は、別表3のとおりし尿等処理体制の推移が見込まれる。

7 一般廃棄物処理(し尿)業等の経営の見直し

本市における一般廃棄物処理業務等は許可制であり、下水道整備計画に基づく普及率の向上により、別表3のとおりの影響を受けると見込まれる。

8 合理化事業の内容等

(1) 目標

本市における一般廃棄物(し尿)処理業者の有するし尿処理に係る車両について、平成20年度許可総車両台数27~30台にすることを目標とする。

(2) 対象

別表1のし尿処理業者を対象とする。

浄化槽清掃業及び浄化槽汚泥収集運搬業については、市域全体では浄化槽設置基数の減少が見込まれず、現時点においてはその経営に著しい影響があるとはいえないため、今回の合理化事業の対象としない。

(3) 実施期間

平成16年度から平成20年度までの5年間とする。

(4) 実施方法

本市は、次の支援策を実施する。

① 事業の転換のための援助

一般廃棄物（し尿）処理業者が、事業の転換を図る場合において、次のような代替業務を提供し、当該業務に必要な知識、技術、経験等に留意しつつ、転換先の業務として活用する。

ア 下水道汚泥等の運搬処分業務

イ 下水道処理施設等の清掃作業業務

ウ 下水道処理施設の維持管理業務

エ その他本市が民間事業者へ委託することができる業務

なお、計画期間内の業務の詳細については、別に定める。

② 援助額の内容等

計画期間内に減車が予定される業者に、1台当たり年間 円分の代替業務を計画期間内（5年間）提供する。

8 添付書類

- (1) 岡山市一般廃棄物処理基本計画
- (2) 一般廃棄物（し尿）処理業者等の許可証（写し）
- (3) 一般廃棄物（し尿）処理業者の同意書
- (4) 公共下水道の事業計画及び認可書（写し）
- (5) 公共下水道が供用開始に伴う公示関係書類

(別表1)

一般廃棄物(し尿)処理業者名簿

(平成15年4月1日現在)

許可 番号	業者名 代表者名	住 所 電 話 番 号	許可 台数	実働 台数
1	有限会社 岡北産業 代表取締役 市村艶子	岡山市原1534番地の2 TEL.086-228-0891	5	5
2	八晃産業 株式会社 代表取締役 八田 勉	岡山市福吉町31番24号 (岡山市当新田444番地の7) TEL.086-245-4334	9	6
3	株式会社 イオス 代表取締役 岡崎 登	岡山市当新田444番地の7 TEL.086-245-4848	5	2
4	株式会社 衛生センター 代表取締役 八田武志	岡山市当新田443番地の1 TEL.086-241-0185	9	4
5	株式会社 高松清掃 代表取締役 小林美智子	岡山市高松784番地の1 TEL.086-287-2588	4	4
6	有限会社 吉美 代表取締役 石原恵一	岡山市大内田1367番地の1 TEL.086-293-1052	3	3
7	キョクトウ 有限会社 代表取締役 寺尾邦弘	岡山県赤磐郡瀬戸町瀬戸64 6番地 TEL.08695-2-0384	1	1
8	有限会社 西大寺清掃事業所 代表取締役 中山健一	岡山市西大寺中野775番地 の1 TEL.086-942-2700	6	6
9	妹尾産業 有限会社 代表取締役 畑 貞夫	岡山市箕島1306番地の26 TEL.086-282-0521	4	4
計			46	35

(別表2)

し尿等の要処理量の見通し

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
①全市人口	632,723	635,570	638,430	641,303	644,189	647,088	650,000	
②下水道普及率	45.9%	47.7%	50.3%	52.6%	55.2%	57.6%	59.8%	
③下水道普及人口	290,208	303,166	321,130	337,325	355,592	372,722	388,700	
④下水道水洗化人口	240,039	249,803	267,045	282,027	298,494	313,476	328,120	
⑤非下水道人口	392,684	385,767	371,385	359,276	345,695	333,612	321,880	
し 尿 等 要 処 理 人 口	⑥合併浄化槽	85,478	89,826	94,166	98,542	102,957	107,306	111,693
	⑦単独浄化槽	202,682	194,060	179,425	166,900	153,281	141,009	129,023
	⑧農業集落排水	2,464	2,880	3,358	3,542	3,634	3,646	3,646
	⑨自家処理	2,500	2,250	2,000	1,750	1,500	1,250	1,000
	⑩し尿処理	99,560	96,751	92,436	88,542	84,323	80,401	76,518
(全体)								
⑪し尿要処理量	79,848	77,595	74,135	71,012	67,628	64,483	61,369	
(許可分)								
⑫し尿要処理量	72,606	70,522	67,229	64,305	61,104	58,143	55,211	

注 各年度3月31日現在(15年度以降推計)、人口=人(外国人含)、し尿要処理量=kl

$$\text{②} = \text{③} \div \text{①}$$

$$\text{⑤} = \text{①} - \text{④}$$

$$\text{⑦} = \text{⑤} - (\text{⑥} + \text{⑧} + \text{⑨} + \text{⑩})$$

$$\text{⑪} = 14\text{年度し尿要処理量} \div 14\text{年度し尿要処理人口} \times \text{各年度し尿要処理人口}$$

(別表3)

し尿等の処理体制の水準及び見通し

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
(全体)							
年間し尿要処理量	79,848	77,595	74,135	71,012	67,628	64,483	61,369
(直営分)							
年間し尿要処理量	7,242	7,073	6,906	6,707	6,524	6,340	6,158
(許可分)							
年間し尿要処理量	72,606	70,522	67,229	64,305	61,104	58,143	55,211
要処理車両台数	35	35	34	31	30	29	28
要減車車両台数			1	3	1	1	1
減車計画台数			0	2	1	1	1
許可総車両台数			32 ~ 35	30 ~ 33	29 ~ 32	28 ~ 31	27 ~ 30

注1 年間し尿要処理量：別表2「し尿等の要処理量の見通し」による

2 要処理車両台数：1台当たりの年間適正処理量(2,327kl = 昭和55年7月最後の区域調整の翌年昭和56年度許可業者年間収集量116,308kl ÷ 許可台数50台)を基準としたその年の必要台数

3 要減車車両台数：前年度要処理車両台数 - 一次年度要処理車両台数

4 減車計画台数：岡山市合理化事業計画によるもの

各社し尿収集量の推移の予測と車両数の設定

業者	現在許可台数	平成14年	平成15年	許可更新	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	計画期間減車
岡北産業		6,126	5,851		5,553	5,166	4,852	4,572	4,330	
必要台数		3	3	3(実稼働5)	3	3	3	2	2	
許可台数	5	5	5	3~5	3~5	3~5	3~5	2~4	2~4	
減車		0	0	0~2	0	0	0	1	0	1
八晃産業		11,175	10,672		9,961	9,291	8,300	7,479	6,733	
必要台数		5	5	5(実稼働6)	5	4	4	4	3	
許可台数	9	9	9	5~6	5~6	4~5	4~5	4~5	3~4	
減車		0	0	3~4	0	1	0	0	1	2
イオス		3,387	3,245		3,103	2,935	2,788	2,623	2,440	
必要台数		2	2	2(実稼働2)	2	2	2	2	2	
許可台数	5	5	5	2	2	2	2	2	2	
減車	H11減車3台	0	0	3	0	0	0	0	0	0
衛生センター		7,787	7,403		7,011	6,503	6,008	5,514	5,072	
必要台数		4	4	4(実稼働4)	4	3	3	3	3	
許可台数	9	9	9	4	4	3	3	3	3	
減車	H11減車1台	0	0	5	0	1	0	0	0	1
高松清掃		8,952	8,850		8,738	8,583	8,402	8,194	7,970	
必要台数		4	4	4(実稼働4)	4	4	4	4	4	
許可台数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
減車		0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉美		5,487	5,416		5,137	4,933	4,555	4,293	3,933	
必要台数		3	3	3(実稼働3)	3	3	2	2	2	
許可台数	3	3	3	3	3	3	2	2	2	
減車		0	0	0	0	0	1	0	0	1
キョクトウ		2,111	2,092		2,074	2,054	2,032	2,010	1,986	
必要台数		1	1	1(実稼働1)	1	1	1	1	1	
許可台数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
減車		0	0	0	0	0	0	0	0	0
西大寺清掃		15,626	15,294		14,264	13,849	13,485	13,105	12,710	
必要台数		7	7	7(実稼働6)	7	6	6	6	6	
許可台数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
減車		0	0	0	0	0	0	0	0	0
妹尾産業		11,957	11,698		11,387	10,991	10,682	10,355	10,036	
必要台数		6	6	6(実稼働4)	5	5	5	5	5	
許可台数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
減車		0	0	0	0	0	0	0	0	0
業者計		72,606	70,522		67,229	64,305	61,104	58,143	55,211	
許可台数	46	46	46	32~35	32~35	30~33	29~32	28~31	27~30	
減車	H11減車4台	0	0	11~14	0	2	1	1	1	5

※各業者名の欄の数字：年間し尿収集量の(予測)数値。(単位はキロリットル)

※必要台数：1台当たりの年間適正収集量を2,327キロリットルと設定して、当該年度の収集量を2,327で除して得た数値。(端数は切り上げ)

※平成16年度当初の許可更新に当たり、許可車両台数を必要台数に適合した適正台数にまで減車して許可する。ただし、実稼働状況を踏まえて必要台数の数値を適宜修正して許可する。

※平成16年度当初の許可更新で減車した車両台数分と、平成11年に暫定減車した4台を合わせて、今後清算する。合理化事業計画は平成16年度の新許可台数でスタートする。

※減車は、減車発生年度内に実施するものとする。

必要車両台数

H15.12.1

業者名	昭和50年	昭和55年 区域調整後	減車勧告 (H11.4.15)	平成11年 暫定減車後	平成14年 必要台数	平成14年 実稼働台数
岡北産業	5	5	(1)	5	3	5
八晃産業	8	9	(3)	9	5	6
イオス	8	8	(6)	5	2	2
衛生センター	10	10	(4)	9	4	4
高松清掃	4	4	—	4	4	4
吉美	4	3	—	3	3	3
キョクトウ	1	1	—	1	1	1
西大寺清掃	5	6	—	6	7	6
妹尾産業	5	4	—	4	6	4
計(台)	50	50	(14)	46	35	35

※ 昭和50年4月1日許可業者9社、許可車両50台体制確定。

1 台当たりの減車支援額の算定

1 台当たりの減車支援額は、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成 13 年 1 月 6 日 国土交通省訓令第 76 号）（以下「補償基準」という。）を補償項目についての考え方の根拠とし、その運用方針を積算の参考とする。補償基準第 47 条（営業補償の廃止）に基づき、補償項目等は次に示す通りとする。

<補償項目等>

補 償 項 目	基 本 的 な 積 算 方 法
1 営業権に相当する補償	営業権の正常な取引価格＝年間超過収益額÷年利率 年間超過収益額＝過去 3 年間の平均収益額－ （年間企業者報酬額＋自己資本利子見積額）
2 器具・備品等の売却損に相当する補償	売却損補償額＝現在価格－売却価格 一般的に補償額は、現在価格の 50% を標準とする
3 従業員の解雇予告手当に相当する補償	解雇予告手当＝従業員の平均賃金×30日以上
4 転業に必要とする期間中の従前の収益相当額の補償	従前の収益相当額＝従来 of 営業収益×2 年以内 従来 of 営業収益＝売上高－必要経費
5 離職者補償	補償額＝賃金日額×補償日数－失業保険金相当額

1 営業権に相当する補償

減車する業者に対し、車両 1 台分のし尿処理業の権利等に対して対価を補償する。

し尿処理業は、その営業権の取引価格が特に定められていないため、補償基準に準じた方法で、年間収益額を年利率を用いて資本還元した金額を取引価格とし、この額を補償額とする。

〔計算式〕 1 台当たりの標準年間売上高 × 利益率 ÷ 年利率

2 器具・備品等の売却損に相当する補償

減車する車両の補償額を算定する。耐用年数を過ぎた車両と考える。

〔計算式〕 償却資産の評価額（車両取得価格） × 残存率

3 従業員の解雇手当に相当する補償

従業員を解雇するため必要となる解雇予告手当相当額を算定する。

従業員を解雇する場合、使用者はあらかじめ解雇の日の30日以上前に予告せねばならず、30日前に予告しない場合は、30日以上平均賃金を支払わねばならない。

〔計算式〕 職種別平均賃金日額 × 日
 運転手
 作業員
 予備員

4 転業に必要とする期間の収益相当額の補償

減車をすることとなる業者が、車両1台分の業務減少に伴い転業を行うことを想定して、転業に通常必要とする期間中の収益相当額を算定する。

〔計算式〕 1台当たりの標準年間売上高 × 利益率 × 転業に通常必要とする期間

5 離職者補償

解雇する従業員に対して離職者補償を算定する。

〔計算式〕 (職種別平均賃金日額 × 日) - (雇用保険日額 × 日)
 運転手 (円 × 日) - (円 × 日) = 円
 作業員 (円 × 日) - (円 × 日) = 円
 予備員 (円 × 日) - (円 × 日) = 円

< 1台当たりの減車支援額 >

1	営業権に相当する補償	円
2	器具・備品等の売却損に相当する補償	円
3	従業員の解雇手当に相当する補償	円
4	転業に必要とする期間の収益相当額の補償	円
5	離職者補償	円
	計	円

国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準

平成13年1月 6日国土交通省訓令第76号

改正 平成14年7月12日国土交通省訓令第59号

(営業廃止の補償)

第47条 土地等の取得又は土地等の使用に伴い通常営業の継続が不能となると認められるときは、次の各号に掲げる額を補償するものとする。

- 一 免許を受けた営業等の営業の権利等が資産とは独立に取引される慣習があるものについては、その正常な取引価格
- 二 機械器具等の資産、商品、仕掛品等の売却損その他資本に関して通常生ずる損失額
- 三 従業員を解雇するため必要となる解雇予告手当相当額、転業が相当と認められる場合において従業員を継続して雇用する必要があるときにおける転業に通常必要とする期間中の休業手当相当額その他労働に関して通常生ずる損失額
- 四 転業に通常必要とする期間中の従前の収益相当額（個人営業の場合においては、従前の所得相当額）

2 前項の場合において、解雇する従業員に対しては第68条の規定による離職者補償を行うものとし、事業主に対する退職手当補償は行わないものとする。

(離職者補償)

第68条 土地等の取得又は土地等の使用に伴い、土地等の権利者に雇用されている者が職を失う場合において、これらの者が再就職するまでの期間中所得を得ることができないと認められるときは、これらの者に対して、その者の請求により、再就職に通常必要とする期間中の従前の賃金相当額の範囲内で妥当と認められる額を補償することができるものとする。

国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針

平成15年8月5日国総国調第57号
国土交通事務次官から各地方整備局長、
北海道開発局長、沖縄総合事務局長、
東京航空局長、大阪航空局長あて通知

第32 基準第47条（営業廃止の補償）は、次により処理する。

1 通常営業の継続が不能となると認められるときは、営業所、店舗等が次の各号のいずれかに該当し、かつ、個別的な事情を調査の上、社会通念上当該営業所、店舗等の適当な移転先がないと認められるときとする。

- 一 法令等により営業場所が限定され、又は制限される業種に係る営業所等
- 二 特定地に密着した有名店
- 三 公有水面の占有を必要とする業種その他の物理的条件により営業場所が限定される業種に係る営業所等
- 四 騒音、振動、臭気等を伴う業種その他の社会的条件により営業場所が限定される業種に係る営業所等
- 五 生活共同体を営業基盤とする店舗等であって、当該生活共同体の外に移転することにより顧客の確保が特に困難になると認められるもの

2 営業の権利等で資産とは独立して取引される慣習があるもの（以下「営業権等」という。）の価格は、正常な取引価格によるものとし、正常な取引価格は近傍又は同種の営業権等の取引価格を基準とし、これらの権利及び補償の対象となる権利等について営業の立地条件、収益性、その他一般の取引における価格形成上の諸要素を総合的に比較考量して算定する。

近傍又は同種の営業権等の取引事例がない場合においては、当該営業権等の正常な取引価格は次式により算定した額を標準とする。

R

r

R 年間超過収益額 過去3か年の平均収益額から年間企業者報酬額及び自己資本利子見積額を控除して得た額

この場合において自己資本利子見積額は自己資本額に年利率を乗じて得た額とする。

r 年利率

3 資産、商品、仕掛品等の売却損の補償については、次によるものとする。

- (1) 建物、機械、器具、備品等の営業用固定資産の売却損の補償額は、その現在価格から現実に売却し得る価格を控除して得られる価格とし、これらの現在価格の50パーセントを基準とする。ただし、これらの資産が解体処分せざるを得ない状況に

あるとき、又はスクラップとしての価値しかないときは、その解体処分価格又はスクラップ価格と現在価格との差額を補償するものとする。

- (2) 商品、仕掛品、原材料等の営業用流動資産の売却損の補償額は、その費用価格（仕入費及び加工費等）から現実に売却し得る価格を控除して得られる価格とし、費用価格の50パーセントを標準とする。
- 4 解雇予告手当相当額の補償額は、解雇することとなる従業員の平均賃金の30日分以上とする。この補償及びその他の営業補償における平均賃金とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条に規定する平均賃金を標準とし、同条に規定する平均賃金以外のものでも、通常賃金の一部と考えられる家族手当等は、その内容を調査の上平均賃金に算入できるものとする。
- 5 同条第1項第3号に規定する転業に通常必要とする期間は、雇主が従来の営業を廃止して新たな営業を開始するために通常必要とする期間であつて6か月ないし1年とし、この間の休業手当相当額は、この期間に対応する平均賃金の100分の80を標準として当該平均賃金の100分の6.0から100分の100までの範囲内で適正に定めた額とする。
- 6 同条第1項第4号に規定する転業に通常必要とする期間中の従前の収益相当額（個人営業の場合においては所得相当額）は、営業地の地理的条件、営業の内容、被補償者の個人的事情等を考慮して、従来の営業収益（又は営業所得）の2年（被補償者が高齢であること等により円滑な転業が特に困難と認められる場合においては3年）分の範囲内で適正に定めた額とする。この場合において法人営業における従前の収益相当額及び個人営業における従前の所得相当額は、売上高から必要経費を控除した額とし、個人営業の場合には必要経費中に自家労働の評価額を含まないものとする。

第54 基準第68条（離職者補償）は、次により処理する。

- 1 同条の補償を受ける者は、常雇（雇用期間を特に定めることなく雇用される者）並びに臨時雇のうち雇用契約の更新により1年を超える期間にわたり実質的に継続して同一事業主に雇用された者とする。

- 2 同条の補償額は、次式により算定した額を基準とする。

賃金日額×補償日数－失業保険金相当額

賃金日額 算定時前6か月以内に被補償者に支払われた賃金（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条に規定する賃金をいう。）の総額をその期間の総日数で除して得た額の100分の80を標準として当該額の100分の6.0から100分の100までの範囲内で適正に定めた額

補償日数 55歳以上の常雇については1年とし、臨時雇及び55歳未満の常雇については、その者の雇用条件、勤続期間、年齢、当該地域における労働力の需給関係等を考慮して、1年の範囲内で適正に定めた日数

失業保険金相当額 雇用保険金受給資格者について、受給予定額を算定する。